



腐敗行為・贈収賄行為の防止に関するグローバル方針

*2019年1月 施行

TOYO TIRE グループは、健全な事業活動の基本として、公正かつ透明性の確保に努めています。腐敗行為および贈収賄行為が発覚した場合、巨額の罰金や関係者の身柄の拘束だけではなく、取引中止や社会的制裁など企業価値を著しく毀損する危険性があることを認識し、腐敗行為・贈収賄行為の防止を企業の社会的責任の一つとして取り組みます。

本方針は TOYO TIRE グループのすべての従業員、役職員に適用されます。またお取引先（サプライヤー、ビジネスパートナーなど）にも、本方針をご理解いただき、共に企業の社会的責任として腐敗行為・贈収賄行為の防止に努めていただけることを願います。

国際規範の尊重

TOYO TIRE グループは、事業を展開する各国の法規や国際規範*において企業に求められている腐敗行為・贈収賄行為の防止への対応を理解し、その内容を遵守します。

*腐敗の防止に関する国際連合条約、国際商取引における外国公務員に対する贈賄防止に関する OECD 条約 など

適正な会計処理

TOYO TIRE グループは、業務に関連する会計基準、税法および関係法令を遵守し、適正な財務報告書を作成します。外国為替に関連する法令を遵守し、移転価格税制にも配慮します。財産の横領、不正な蓄財を禁止します。

政治家、公務員等との関係

TOYO TIRE グループは、政治家や公務員またはそれに準じる立場の者（みなし公務員）、あるいはコンサルタントや仲介役などの第三者を通じた贈与、接待、業務円滑化のための支払い、および政治的目的を持った寄付を禁止します。

公的機関から調査や報告の依頼があった場合は、これに協力し、適切に対応します。

贈答と接待

TOYO TIRE グループは、民間の顧客に対しても社会通念上妥当な範囲を超える贈答や接待を禁止します。贈収賄や職務権限の乱用、その他の不正な手段によらなければ得られない利益は一切求めません。

腐敗行為・贈収賄行為の回避

TOYO TIRE グループは、腐敗行為・贈収賄行為が発生、あるいは発生する懸念がある場合に、報復を恐れずに匿名で利用できる通報受付窓口を構築しています。

また腐敗行為・贈収賄行為の発生を回避するため、従業員に対する教育研修を充実させるとともにデューデリジェンス*を行い、腐敗行為・贈収賄行為に関するリスクを認識し、防止に努めます。

*デューデリジェンス (Due Diligence) とは、企業活動において腐敗・贈収賄行為が生じる可能性を認識し、防止し、対処するために企業が実施すべきプログラム。腐敗・贈収賄行為が発生するリスクの評価、リスクを回避・軽減するための行動、それらの情報開示を行うこと。

参考

腐敗の防止に関する国際連合条約

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_6.html (外務省 HP より)

国際商取引における外国公務員に対する贈賄防止に関する OECD 条約

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/jo_shotori_hon.html (外務省 HP より)